

宿泊療養・自宅療養者に対する公費負担医療適用とレセプト請求について

新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養中・自宅療養中に医療機関を受診した（電話や情報通信機器を用いた診療、往診、訪問診療による受診を含む）場合、新型コロナウイルス感染症に係る医療費（患者一部負担金）については、公費負担医療の適用となります。

また、公費負担医療の適用となる場合は、公費との併用明細書として、社会保険診療報酬支払基金及び福島県国民健康保険団体連合会に提出することとされています。

公費負担医療適用の考え方やレセプト記載例について、下記にまとめましたのでご参照下さい。

1. 対象患者

新型コロナウイルス感染症の軽症者等であって、宿泊療養・自宅療養中の方。

2. 実施医療機関

全ての保険医療機関。（宿泊療養・自宅療養者の診療を行うための届出等は不要）

3. 公費負担医療の範囲

下記①～③のすべてを満たす場合が、公費負担医療となる。

① 都道府県等の実施する宿泊療養又は自宅療養の対象となった軽症者等が受けた医療

（例）宿泊療養中又は自宅療養中の軽症者等が、体調不良等により、自ら希望して往診等により受けた医療が対象となる。

（例）都道府県等が医療機関に対し、宿泊療養中又は自宅療養中の軽症者等への健康観察を委託している場合、健康観察として委託した範囲に含まれない医療が本補助事業の対象となる。当該委託の範囲において健康観察の一貫として行われた医療は、本補助事業の対象ではなく、別途、医療機関への委託費として新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象となる。

② 軽症者等が都道府県等の実施する宿泊療養又は自宅療養を受けている期間に受けた医療

（例）宿泊療養又は自宅療養の認定前に実施した医療や宿泊療養又は自宅療養の解除後に実施した医療は対象とならない。

（例）軽症者等が宿泊療養又は自宅療養を受ける前に新型コロナウイルス感染症に感染しているか否かを判断するために実施した PCR 検査や抗原検査については、宿泊療養又は自宅療養の期間中の医療ではないため、この公費ではなく、PCR 検査や抗原検査に係る公費が適用される。

【編注】福島県における取扱いについて

2022 年 3 月 16 日付で、福島県新型コロナウイルス感染症対策本部より「新型コロナ

ナウイルス感染症の診断した後の新型コロナウイルス感染症に関連する診療については、宿泊・自宅療養の公費適用にしてよい」旨の文書が発出されています。

これにより、2022 年 3 月 16 日以降は、新型コロナウイルス感染症の診断した後の診療（処方料や処方箋料、救急医療管理加算 1（診療報酬上臨時的取扱）（950 点））は、宿泊・自宅療養の公費適用にすることができるようになります。

- ③ 新型コロナウイルス感染症に係る医療（往診、訪問診療、電話等情報通信機器による診療、訪問看護、調剤等によるものを含む）

（例）新型コロナウイルス感染症に関するものとして医師等が実施した医療が対象であり、新型コロナウイルス感染症に関するものでない医療や新型コロナウイルス感染症に感染していなかったとしても実施されたであろう医療は対象とならない。

（例）宿泊療養及び自宅療養の性質上、往診等による医療が基本となるが、軽症者等の体調を踏まえ、都道府県等が調整等した上、医療機関において外来診療を受診した医療も対象となる。

（参照）新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について（厚労省 健感発 0430 第 3 号 令和 2 年 4 月 30 日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000626874.pdf>

4. 医療機関における対応手順

- ① 保健所等から医療機関に対して、宿泊療養・自宅療養中の軽症者等に対する診療の調整の連絡がある。
- ② 宿泊療養・自宅療養中の軽症者等から①の医療機関に対して診療の依頼がある。
- ③ ①の医療機関は、当該患者に対して往診等の診療を行う。診療を行う際は、下記のような書面で、当該者が宿泊療養中又は自宅療養中の軽症者等であることを確認する。

- ・軽症者等に配布する宿泊療養又は自宅療養に関する説明資料やリーフレット（「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルの送付について」（令和 2 年 4 月 2 日付け事務連絡）様式 1 参照）
- ・軽症者等に配布する宿泊療養中又は自宅療養中の健康観察票（「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルの送付について」（令和 2 年 4 月 2 日付け事務連絡）様式 7 参照）

- ④ ①の医療機関は、行った診療について審査支払機関にレセプト請求を行う。

（参照）健感発 0430 第 3 号 令和 2 年 4 月 30 日 別添

<https://www.mhlw.go.jp/content/000626875.pdf>

5. レセプト各欄の記載について

1 公費負担者番号欄

(1) 本請求に関する法別番号は「28」とすることとし、保険医療機関等の所在地に応じて該当する公費負担者番号（8桁）を記載する。

福島県に所在する保険医療機関が用いる8桁は以下。

公費負担番号				集計コード
法別番号	都道府県番号	実施機関番号	検証番号	
28	07	060	5	28070605

(2) 他の公費負担医療制度による給付が行われる場合の記載順については、既存の法別番号28の公費負担医療（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症等の患者の入院（同法第37条））と同様の取扱いとする。

なお、同条に基づく公費負担医療、「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日健感発 0304 第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同月25日改正。以下「3月4日通知」という）によるPCR検査に係る補助（以下「3月4日通知によるPCR検査等の補助」という）及び本補助事業による補助の適用の順番は、同条に基づく公費負担医療の適用、3月4日通知によるPCR検査等の補助、本補助事業による補助の順に適用する。

2 公費負担医療の受給者番号

公費負担医療の受給者番号は、「9999996（7桁）」を記載する。

3 「療養の給付」欄

本請求に係る「請求」の項には、3月4日通知によるPCR検査等の補助の対象となる、PCR検査料及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料の合計点数と、実際に算定した4月30日通知の第1.の2.に規定する新型コロナウイルス感染症に係る医療に要した費用の額を、分けて記載する。また、本請求に係る「負担金額」又は「一部負担金額」の項には「0円」と記載する。

記載例：「療養の給付」欄

宿泊療養中又は自宅療養中に往診をし、PCR検査及び新型コロナウイルス感染症に係る医療を実施した場合。（往診料（720点）、再診料（73点）及び外来管理加算（52点）を算定した場合。）

療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	※ 決 定 点	一 部 負 担 金 額 円
		2,795		減額 割 円 免除 支払猶予
	公費①	1,950 点	※ 点	円
	公費②	845 点	※ 点	円

※ 公費①：P C R 検査料及び微生物学的検査判断料

公費②：軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に医療機関等を受診した（往診、訪問診療等による受診を含む。）新型コロナウイルス感染症に係る医療

（参照）新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載等について（保医発 0430 第 4 号 令和 2 年 4 月 30 日） <https://www.mhlw.go.jp/content/000626868.pdf>

（参考 1）宿泊療養・自宅療養の療養期間

下記ホームページにてご案内されておりますので、ご確認下さい。

（出典）福島県 新型コロナウイルス感染症 関連情報ポータル

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/recuperation.html>

（参考 2）自宅療養者支援に係る補助

福島県では、新型コロナウイルス感染症に感染した者が自宅療養を行っている期間中、医療機関による診療、健康観察及び薬局による処方薬の配達を行う事業を実施するため補助対象事業者に支援を行っています。詳細は、下記（参照）をご覧ください。

【補助事業者】

新型コロナウイルス感染症に感染した者が自宅療養中、診療又は健康観察を行う医療機関及び処方薬を配達する薬局。

（参照）福島県地域医療課ホームページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045c/r3-jitakuryoyo.html>

2021 年 5 月 30 日 作成

2022 年 2 月 9 日 一部追加・訂正

2022 年 3 月 17 日 一部追加

2022 年 8 月 25 日 一部訂正

2022 年 9 月 29 日 一部訂正

福島県保険医協会について。

当会は、県内の医師・歯科医師（約 1,300 名）で構成する団体です。

患者さんも医療従事者も共によろこべる医療の実現を目指して活動しています。

※1：当会は行政機関ではありません。

※2：電話等でのお問い合わせは、会員の所属する医療機関にのみ回答を差し上げています。